

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県産業経済部食産業・商業振興課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成18年12月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーグー大崎古川店
大崎市稲葉亀ノ子59 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延
仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,933 m²
(変更後) 2,156 m²
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
(変更後) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後11時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前9時30分から午後11時30分まで
- 5 変更の年月日
4(1)は平成19年7月29日、4(2)及び(3)は平成18年11月30日
- 6 届出年月日
平成18年11月28日
- 7 縦覧場所
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大崎地方振興事務所及び大崎市役所
- 8 縦覧期間
平成18年12月8日から平成19年4月9日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県産業経済部食産業・商業振興課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第85号）及び意見書様式を参考のこと。